**赤字の部分は任意のものに変更してください**

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

株式会社　○○　定款

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

平成　　年　 月　 日作成

年　　月 　 日公証人認証

年　　月 　日会社設立

**定　　　　　款**

第1章　総　　則

|  |
| --- |
| **（商　号）** |
| 第1条 |  | 当会社は、株式会社○○と称する。 |

|  |
| --- |
| **（目　的）** |
| 第２条 |  | 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。1. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
2. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
3. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
4. 乳幼児および児童の保育の請負
5. 保育事業
6. 飲食業（追加したい任意の事業を加筆してください）
7. インターネットのウェブサイト、ウェブコンテンツ及びデジタルコンテンツの企画、デザイン、制作、販売、運営、保守及び管理
8. 前各号に附帯する一切の業務
 |

|  |
| --- |
| **（本店の所在地）** |
| 第３条 |  | 当会社は、本店を岐阜県海津市に置く。 |

|  |
| --- |
| **（公告方法）** |
| 第４条 |  | 当会社の公告は、官報に掲載してする。 |

|  |
| --- |
| **（会社の機関）** |
| 第５条 |  | 当会社には、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関をおかない。 |

第2章　　株　　式

|  |
| --- |
| **（発行可能株式の数）** |
| 第６条 |  | 当会社の発行することのできる株式の総数は、2,000株とする。 |

|  |
| --- |
| **（株券の不発行）** |
| 第７条 |  | 当会社の株式については株券を発行しない。 |

|  |
| --- |
| **（株式の譲渡制限）** |
| 第８条 |  | 当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。 |

|  |
| --- |
| **（相続人等に対する株式の売渡請求）** |
| 第９条 |  | 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求できるものとする。 |

|  |
| --- |
| **（株主名簿記載事項の記載の請求）** |
| 第10条 |  | 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録されたもの又はその相続人その他一般承継人と株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法務省令で定めのある場合は、株式取得者が単独で請求をすることができる。 |

|  |
| --- |
| **（質権の登録及び信託財産の表示）** |
| 第11条 |  | 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に、当事者が署名または記名押印し、これを請求しなければならない。その登録又は表示の各抹消についても同様とする。 |

|  |
| --- |
| **（手数料）** |
| 第12条 |  | 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。 |

|  |
| --- |
| **（基準日）** |
| 第13条2 |  | 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。前項の他株主又は、質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要がある時は、２週間前までに法令の定める公告をして臨時に基準日を定めることができる。 |

第3章　株主総会

|  |
| --- |
| **（招集）** |
| 第14条 |  | 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。 |

|  |
| --- |
| **（招集権者及び招集通知）** |
| 第15条2 |  | 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。株主総会は、開催日の７日前までに議決権を有する株主に対し招集通知を発して招集する。ただし、招集通知は、法令に特段の定めがある場合を除き、書面をもってすることを要しない。 |

|  |
| --- |
| **（議長）** |
| 第16条 |  | 株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。代表取締役に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。 |

|  |
| --- |
| **（決議の方法）** |
| 第17条 |  | 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数を決する。 |

第4章　取締役及び代表取締役

|  |
| --- |
| **（取締役の員数）** |
| 第18条 |  | 当会社の取締役は10名以内とする。 |

|  |
| --- |
| **（取締役の選任の方法）** |
| 第19条2 |  | 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。取締役の選任については、累積投票によらない。 |

|  |
| --- |
| **（取締役の任期）** |
| 第20条 |  | 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する最終の事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。 |

|  |
| --- |
| **（代表取締役）** |
| 第21条 |  | 当会社の取締役が複数のときは、株主総会の決議をもって、取締役の中から代表取締役1名を定める。 |

第5章　計　　算

|  |
| --- |
| **（事業年度）** |
| 第22条 |  | 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月末日までの年1期とする。 |

|  |
| --- |
| **（剰余金配当）** |
| 第23条2 |  | 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。剰余金の配当がその支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。 |

第6章　附　則

|  |
| --- |
| **（設立に際して発行する株式）** |
| 第24条 |  | 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、180株とし、その発行価格は1株につき5万円とする。 |

|  |
| --- |
| **（最初の事業年度）** |
| 第25条 |  | 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成29年10月31日までとする。 |

|  |
| --- |
| **（設立に際して出資される財産の価額又はその最低額）** |
| 第26条 |  | 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金900万円とする。 |

|  |
| --- |
| **（設立時取締役等）** |
| 第27条2 |  | 当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。設立時取締役 ○○　○○設立時取締役 ○○　○○設立時取締役 ○○　○○設立時取締役 ○○　○○設立時取締役 ○○　○○当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。設立時代表取締役　　○○　○○ |

|  |
| --- |
| **（発起人の氏名、住所又は引受株数）** |
| 第28条 |  | 発起人の氏名又は名称、住所及び発起人が引き受けた株式の数並びに株式と引き換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。住所○○○○氏名○○○○○○○（株式の数）株　　金○○○（株式の金額）万円住所○○○○氏名○○○○○○○（株式の数）株　　金○○○（株式の金額）万円住所○○○○氏名○○○○○○○（株式の数）株　　金○○○（株式の金額）万円住所○○○○氏名○○○○○○○（株式の数）株　　金○○○（株式の金額）万円　住所○○○○氏名○○○○○○○（株式の数）株　　金○○○（株式の金額）万円 |

|  |
| --- |
| **（法令の準拠）** |
| 第29条 |  | この定款に定めの無い事項は、全て会社法その他の法令に従う。 |

　以上，株式会社KBの設立のため，この定款を作成し，発起人が次に記名押印する。

　平成２８年 月　 日

発 起 人

○○　○○

○○　○○

○○　○○

○○　○○

○○　○○